

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 5月30日

【会社名】 シャープ株式会社

【英訳名】 Sharp Corporation

【代表者の役職氏名】 取締役社長 奥田 隆 司

【本店の所在の場所】 大阪市阿倍野区長池町22番22号

【電話番号】 (06)6621 1221(代表)

【事務連絡者氏名】 コーポレート統括本部経理部長 青 山 孝 次

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝浦一丁目 2 番 3 号  
シャープ株式会社東京支社

【電話番号】 (03)5446 8221(代表)

【事務連絡者氏名】 コーポレート統括本部財務部 I R グループ  
副参事 五十嵐 哲 也

【縦覧に供する場所】 シャープ株式会社東京支社  
( 東京都港区芝浦一丁目 2 番 3 号 )  
株式会社東京証券取引所  
( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 )  
株式会社大阪証券取引所  
( 大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号 )

## 1 【提出理由】

当社及び連結会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき提出するものであります。

## 2 【報告内容】

### イ 当該事象の発生日

平成25年5月30日（取締役会決議日）

### ロ 当該事象の内容

シャープグループは業績回復に向け、現在、管理職及び一般社員（組合員）の給与減額、賞与の見直し等、人件費の削減をしております。

今般、シャープグループを取り巻く厳しい経営環境に対応し、「再生と成長」に向けて財務体質の改善をより確かなものとするため、以下の対策を継続することといたしました。

#### (1) 管理職への対策

##### 給与減額

平成24年10月～平成25年9月の期間で実施中の10%の減額を、「5%の減額」として継続  
実施期間：平成25年10月～平成26年3月

平成24年4月～9月に5%の減額を実施しております。

##### 賞与の見直し

前年度対比で約30%の削減を行った平成24年6月賞与支給に対し、平成25年12月賞与を半減して支給（平成24年12月賞与、及び平成25年6月賞与と同様）

##### その他

労働組合に申し入れを行った諸手当・福利厚生等の対策継続の内、管理職も同じ基準が適用されている内容について、労使協議完了を前提として管理職にも継続実施  
実施期間：平成25年10月～平成26年3月

#### (2) 一般社員（組合員）への対策（労働組合への申し入れ内容）

一般社員の給与、賞与についても管理職に準じた減額、見直しの実施、及び諸手当・各種福利厚生制度の休止・減額の継続につき、平成25年5月30日に労働組合に対し申し入れを行いました。  
今後労働組合との協議が整い次第、実施いたします。

#### <主な申し入れ項目>

##### 給与減額

平成24年10月～平成25年9月の期間で実施中の7%の減額を、「2%の減額」として継続  
実施期間：平成25年10月～平成26年3月

平成24年5月～9月に2%の減額を実施しております。

#### 賞与の見直し

業績連動方式にて決定した水準での平成24年6月賞与支給に対し、平成25年12月賞与を半減して支給（平成24年12月賞与、及び平成25年6月賞与と同様）

#### その他

時間外等手当割増率の法定基準までの引き下げ、出張関連手当の引き下げ、福利厚生制度の休止等の対策の継続実施

実施期間：平成25年10月～平成26年3月

#### 八 当該事象の損益に与える影響額

今回の対策の実施（労使協議事項については、申し入れ内容どおりで協議完了することが前提）により、平成26年3月期において約100億円の固定費削減を見込んでいます。